

(別紙)

【傍聴を希望される方へ】

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻 30 分前から 15 分前までに氏名、住所等を傍聴受付簿に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、会場の広さの制限がございますので、多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴の際は、以下の事項を遵守してください。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) 携帯電話等は必ず電源を切るかマナーモードにして傍聴してください。
- (3) 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- (4) 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となるような行為は慎んで下さい。
- (5) 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (6) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (7) 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- (8) 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き、慎んで下さい。
- (9) 鈍器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱す恐れがあると認められた場合は、傍聴はできません。

ほか、始良市子ども・子育て会議運営指針に記載されている事項について遵守し、傍聴してください。